

## 第2部

### 基本構想

第1章 計画の基本理念

第2章 基本目標

第3章 施策の体系

第4章 第4次計画の進行管理及び評価方法

# 第1章 計画の基本理念

本村が地域福祉を推進するために目指すべき基本理念を次のとおりとします。

## 第4次東海村地域福祉計画の基本理念

地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまちを創る

～ながよぐやっぺよ TOKAI～

基本理念とは、この計画の根底にある基本的な考え方の中で、この計画に携わる全ての人々にとっては、ある意味で合言葉のようなものです。この言葉は、計画に基づきこれから実現を目指す東海村における地域福祉のあり方の理想を表しています。

基本理念によって実現される東海村の将来像の具体的なイメージは、次の(1)～(3)のとおりです。

### (1) 支え合いの心を持ち、主体的に地域づくりに関わる住民がたくさんいるまち

東海村にはこれまでも地域で活動をしている人たちがたくさんおり、「人のため」「地域のため」という精神を持っています。これを多くの人に伝え、子どもから高齢者まで誰もが東海村を愛し、ともに住み良い地域をつくっていけるような風土づくりを目指します。

### (2) 住民同士が互いに顔の見える関係を築ける程度の地理的範囲ごとに、独自の地域福祉施策が推進されているまち

「住民同士が互いに顔の見える関係を築ける程度の地理的範囲」とは、ここでは地区自治会、地区社協の活動単位である第2層圏域(小学校区エリア)を指します。また、このような住民の生活感覚に即した「生活圏」での活動を「小地域福祉活動」といいます。東海村には小学校が6か所あるため、各エリアの地域特性に合った独自の施策を住民とともに考え、つくっていきます。

### (3) 行政、関係機関、住民による連携・協働のネットワークがより強固なものとなり、地域で支援を必要とする人を早期発見し、支援する体制がきめ細やかに整っているまち

住民誰もが、困ったときには素早く支援が受けられるよう、また、誰もが不当に自由や権利を侵害されることなく安心して生活を送ることができるよう、村全体で体制を整えます。



## 第2章 基本目標

基本理念の実現を図るため、「ひとづくり」「体制づくり」「安全・安心」「権利擁護」の4つの分野の基本目標を掲げ、各種施策を展開します。

### ■基本目標1

#### 地域福祉を担うひとづくりを推進します

これまで地域福祉活動を支えてきた人たちの高齢化や、新たな担い手の減少による将来的な担い手不足への対策として、地域福祉の理念の啓発や活動に関する情報提供、小地域福祉活動の支援などに取り組み、地域の担い手を確保・育成するとともに地域福祉活動の活性化を促進します。

#### 【施策の方向性】

- ①地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。
- ②効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。
- ③住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。
- ④行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。

#### 【SDGsの視点】



多様な世代の住民と行政職員が、地域の持続可能性を高めるための知識を学び、多くの人々が地域福祉活動に参加する地域づくり

## ■基本目標2

### 地域で支え合う体制（しくみ）づくりを推進します

高齢者福祉・障がい者福祉・その他生活支援など、複数のニーズのある人や家族に対して、それらを総合的に支援する重層的支援体制を整備するとともに、住民同士が支え合って課題を解決する環境をつくります。

#### 【施策の方向性】

- ①複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。
- ②分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくります。
- ③個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。
- ④地域診断(※<sup>17</sup>)を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。

#### 【SDGsの視点】



すべての住民が、必要最低限の暮らしを確保し、必要な保健サービスにアクセスすることができる、年齢や障がいなどに関わりなく平等に参加できる地域づくり

<sup>17</sup> 地域診断…地域福祉を推進するにあたり、以下の項目について把握・分析すること。

①支援を提供しなければいけない人がどれだけいるか②その地域に現在どのような資源・サービスがあるか③対象者は既存サービスをどのように利用しているのか④足りない資源・サービスは何か⑤今度どのようなサービスをどれだけ整備する必要があるか

### ■基本目標3

## 安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します

防災や防犯、支援が必要な人の見守りについて、行政が主体となって支援体制を整えるとともに、住民の自主的な活動を支援します。

住民のニーズに応じた交通サービスの充実や、緊急時の支援体制についての積極的な情報提供などを通じて、住民全員が安全・安心に暮らすことのできる地域をつくりま

#### 【施策の方向性】

- ①災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。
- ②地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。
- ③住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。
- ④地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。
- ⑤安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。

#### 【SDGsの視点】



すべての住民が、災害発生時に避難することができる、安全に移動することができる、安心して住み続けられる地域づくり

## ■基本目標4

### すべての人々の権利擁護（アドボカシー） を推進します（成年後見制度利用促進基本計画）

子ども、女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどすべての住民に対する権利侵害の未然防止に努め、権利侵害が発生した場合には迅速に検証・解決にあたります。

成年後見制度については、高齢者の増加に伴いニーズが高まっていることから、制度の利用促進を進めていきます。

#### 【施策の方向性】

- ①すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。
- ②成年後見制度(未成年後見を含む)を中心としたサービス利用を推進します。  
「成年後見制度利用促進基本計画」

#### 【SDGsの視点】



すべての住民が、差別や偏見、虐待などに苦しむことのない、平等で平和な地域づくり

## 第3章 施策の体系

第4次計画では、基本理念を実現するために4つの基本目標を掲げています。そして、それぞれの基本目標に向かって、行政として取り組むべき施策の方向性を示しています。

基本理念	
<p>地域で支え合い 笑顔でいきいき暮らせるまちを創る ～ながよぐやっぺよ TOKAI～</p>	
基本目標	施策の方向性
<p>① 地域福祉を担う ひとづくりを 推進します</p>	<p>地域福祉の理念を広めるとともに、地域福祉活動参加のきっかけをつくります。</p> <p>効果的な情報受発信により、地域課題を適切に把握するとともに地域福祉活動への参加を促進します。</p> <p>住民による地域に根差した小地域福祉活動の一層の活性化を支援します。</p> <p>行政職員に対し、地域福祉の推進に必要な専門性を身に付けるための教育を行い、一人ひとりのスキルアップを図ります。</p>
<p>② 地域で支え合う 体制（しくみ） づくりを推進します</p>	<p>複雑化・多様化した生活課題に対応するため、重層的な支援体制を整備し必要な支援を届けます。</p> <p>分野を超えた新たなつながりと役割を生み出す共生の場をつくります。</p> <p>個人情報保護と利用のルールをつくり、地域及び関係機関が適切に活用します。</p> <p>地域診断を実施し、地域ごとの課題解決に活用します。</p>
<p>③ 安全・安心に 暮らせる地域づくり を推進します</p>	<p>災害発生時における行政主体の支援体制の整備と住民主体の防災活動の支援を推進します。</p> <p>地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。</p> <p>住民が安心して地域活動ができるように、災害発生時等における感染症対策を推進します。</p> <p>地域の実情に合った交通サービスを充実させ、交通弱者の移動を支援します。</p> <p>安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。</p>
<p>④ すべての人々の 権利擁護 (アドボカシー) を推進します</p>	<p>すべての住民の尊厳を守るため、様々な権利侵害を早期に発見し、解消に向けた支援を行います。</p> <p>成年後見制度（未成年後見を含む）を中心としたサービス利用を推進します。 「成年後見制度利用促進基本計画」</p>

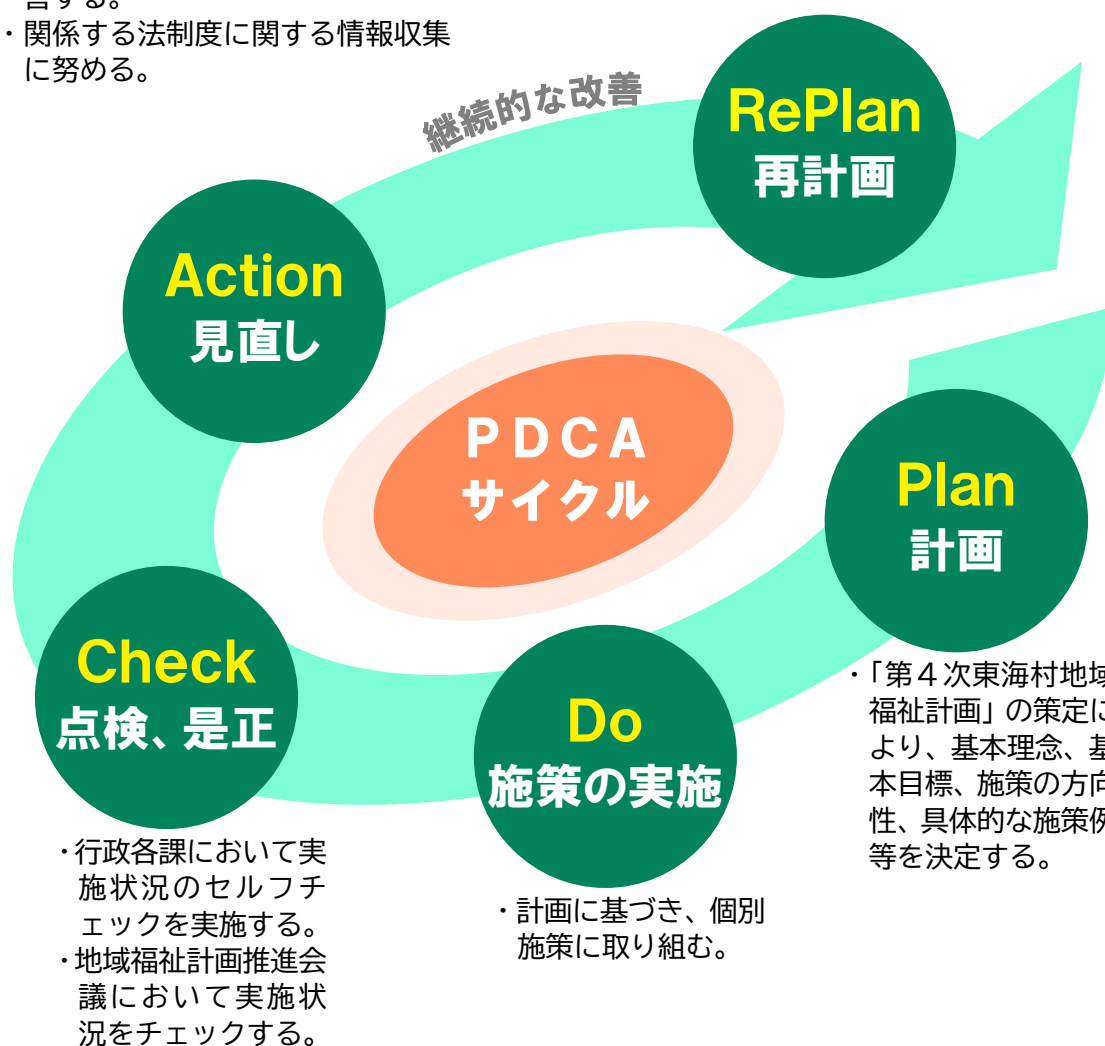
## 第4章 第4次計画の進行管理及び評価方法

### 【第4次計画の進行管理】

計画の進行管理の手法は、「計画・実施・点検・見直し」の循環(PDCAサイクル)により、計画の策定・推進母体である「地域福祉計画推進会議」に定期的に諮りながら、最終的な見直しの方向性や内容を決定します。このようなサイクルで継続的に改善を図っていくとともに、次期計画につなげていきます。

### 「地域福祉計画」の進行管理のためのPDCAサイクル

- ・地域福祉計画推進会議において方針や施策内容の見直しを図る。
- ・行政各課において実施方法等を改善する。
- ・関係する法制度に関する情報収集に努める。





### 【第4次計画の評価方法】

第4次計画では、策定後の計画の評価方法についてあらかじめ定め、年度ごとの評価をスムーズに行えるようにしました。併せて、第4次計画から第5次計画への改定作業もスムーズに行えるよう、第4次計画期間中から地域住民や地域福祉関係者へのニーズ調査や地域福祉関係各課による意見交換会を行い、次期計画への課題や実施すべき施策を抽出していきます。

### 【第4次計画の評価スケジュール】

- ①計画期間中は、年度ごとに評価を行います。
- ②令和5年度には中間評価を行い、その結果をもとに、残り2年間の進め方を検討します。
- ③令和7年度には計画期間全体についての総合評価を行い、その結果を第5次計画に活かしていきます。

評価	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度評価	●	●	●	●	●
中間評価			●		
総合評価					●

また、評価の際は、下記の「3つの視点」を考慮して評価・考察を行います。

### 【行政評価の視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・施策がどの程度達成できたか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・計画の策定・推進の過程で、住民や関係者の意識がどのように変化してきたか。 ・行政として、主体的に問題解決に当たるべきことが、どの程度解決・改善し得たか。 ・住民が主体的に取り組むための働きかけを行政がどの程度できたか。
パートナーシップ・ ゴール (定性評価を実施)	・関係機関、住民との関係性がどの程度強まってきたか。 ・関係機関、住民と「連携」の強化がどの程度できたか。 ・民間団体・組織と「協働」の開発・推進の取組みがどの程度できたか。

### 【住民評価の視点】

視 点	評価内容
タスク・ゴール	・住民の立場から評価を加えると、施策の効果はどの程度評価できるか。
プロセス・ゴール (定性評価を実施)	・計画の策定・推進の過程に参加して、自分たちの意識がどのように変化したか。 ・行政の活動について、どのように評価するか。 ・自分たちの主体性をどのように評価するか。
パートナーシップ・ ゴール (定性評価を実施)	・住民から見て、行政との関係性はどの程度強化されたか。 ・「連携」の強化、「協働」の開発・推進の取組みはどの程度評価できるか。